

法律学者は何を論じるべきか

藤田宙靖

担当編集から

本書は、7年半に及ぶ最高裁判事の任務を経て、再び学究の道へと戻った著者が、研究者として歩み始めて以来60年にわたり追究してきた法学の在り方、法律学者は何を論じるべきかについて、その実践である学術論文により示そうとするものです。

本書第2章には、この10年ほどの間に著者が公表してきた7篇の論文を収録しています。その多くは、日本学士院例会での研究報告のためにものされた論稿でして、第一級の学者であるものの法学を専門家としない聴講者の多くの関心と理解を得るべく、半数以上の論文で時事に関わるテーマをとりあげ、理論的徹底を揺るがせにすることなく、透徹した論理のもと、話の運びにも意を用いているところに特色があります。

法学を学ぶ学生のみなさんにもぜひ、著者の「論じ方」をじっくり味わっていただければと思います。(S)

藤田宙靖

法律学者は
何を論じるべきか



学者から最高裁判事を経て再び学究の道へと戻った著者が
六十年にわたり追究してきた学問の在り方とその実践

有斐閣

詳細を見る



用途		対象	
教養	研究	学部	LS 研究

2026年4月発売／348頁／定価3960円(税込)
四六判／上製

Point

第1章で、著者の考える法学や法律学者の在り方について、精緻な説明がなされます。

序章——プロローグ——

第1節 いわゆる「集団的自衛権の(一部)容認」

第2節 天皇生前退位

第1章 法律学者は何を論じるべきか?

第1節 「法律学者」、「法学(法学)」,
「実定法(解釈)学」、「学問」と
「実務」

一 「法学(法学)」とは、果たして
またどのような学問なのか?

二 実践的判断と「学問」

三 「法律(解釈)学」と「法(律)実務」

第2節 法律学者は「何故か」こそを
問わなければならない

第3節 本書の内容

第2章 諸論文

第1部 時の話題から

I 集団的自衛権の行使容認を巡る
違憲論議について
——覚え書き——

II 自衛隊法76条1項2号の法意

——いわゆる「集団的自衛権行使の
限定的容認」とは何か——

III 「国政への関与」

——「象徴としてのお務めについての
天皇陛下のおことば」(平成28年
8月8日)の法学的検討——

IV 大川小学校津波被災訴訟始末

——「上告不受理決定」(最高裁)の
意義——

V 「スポンジ」対策と憲法29条

——「都市縮退」の時代における
土地政策の一断面——

第2部 行政法の基礎理論から

VI 自由裁量論の諸相

——裁量処分の司法審査を巡って——

VII 「行政機関」と「公務員」

——国家賠償法1条1項の捉え方を
巡って——

終章——解題——

詳細は、小社ウェブサイトの本書のページをご覧ください。

